

期間業務職員の募集について

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）では、期間業務職員の募集を行います。

1. 採用予定官職

期間業務職員（政策統括官（経済安全保障担当）付）
※非正規雇用

2. 業務内容

当室は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（経済安全保障推進法）に基づく、安全保障の確保に関する必要な制度の確保、関係機関との調整、本制度に関する有識者会議の事務等を行っております。

3. 職務内容

①一般事務

支払手続、出張手配・旅費等の支給に係る業務（SEABIS 操作含む）、勤怠管理、P Cを使った資料作成、資料管理、郵送物受け取り・発送、電話・来客対応、簡単な清掃等、その他庶務的な事務補助全般を担当していただきます。

②秘書業務

幹部職員等の秘書業務全般（スケジュール管理、P Cによる資料作成、資料等の配布、電話・メール、来客対応、簡単な清掃等）、その他常勤職員の事務補助業務全般を担当していただきます。

4. 募集人数

5名程度（一般事務 3名、秘書業務 2名）

5. 募集対象

（1）高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方

（2）基礎的なP C操作が可能な方（Word、Excel、outlook 等）

なお、以下に該当する方は、今回の募集に応募できません。

○日本国籍を有しない者

○国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員になることができない者

○平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6. 任用予定期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

（採用後、1か月間は条件付採用期間）

※勤務成績等により再採用されることもあります。

7. 給与

内閣府の内部規程に基づき支給されます。

(1) 日給

11,190円～14,190円（学歴・職歴等を考慮の上決定）

※上記の金額は、法律等の改正及び施行に伴って変更する場合があります。

(2) 支払日

原則毎月16日（給与期間（月の初日から末日まで）の勤務実績に基づき、翌月の16日に支給）

(3) 諸手当

賞与（一定の条件を満たした場合、年2回（6月及び12月））

通勤手当（給与法及び人事院規則等の規定により算定した額を支給、定期券にあっては原則として6箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可）

住居手当（支給要件を満たす場合、毎月の家賃額に応じて月額28,000円以内）

超過勤務手当（実績に応じて支給）

(4) 退職手当

退職手当（一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法に基づいて支給）

8. 加入保険等

雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付））、厚生年金保険に加入。

※国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

※再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度（長期給付）への加入に切り替わります。

9. 身分・服務

国家公務員法を適用（非常勤職員）

10. 勤務条件

(1) 勤務日、勤務時間

週5日（月～金（祝日等を除く））

原則として午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時まで休憩時間）
(必要に応じ超過勤務あり。)

(2) 休暇

年次休暇10日（採用日より付与。再採用時に繰越可。）

夏季特別休暇3日間（7月～9月の間に取得可能。）

11. 勤務地

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）室（東京都千代田区）

最寄り駅：地下鉄銀座線 虎ノ門駅

※12. (3) の提出先住所とは異なります。内定者にのみご連絡します。

12. 応募方法

(1) 提出書類

履歴書（市販のもので可、写真（6か月以内に撮影したもの）添付）

※日中に連絡が取れる連絡先（TEL、メールアドレス）を明記ください。

(2) 提出方法

郵送（持込不可）

(3) 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付 庶務担当

（封筒の表面に、朱書きで「期間業務職員応募書類在中」と記載のこと）

※希望する職種（①一般事務、②秘書業務）をご記載願います。どちらでも可と
いう場合は両方をご記載ください。

(4) 提出締切り

令和8年2月13日（金）必着

※選考は順次行い、採用者が決定し次第、締切とさせていただきます。

13. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

書類審査（1次選考）の結果、面接（2次選考）を行うことになった方のみ、2
次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

※応募書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

（応募書類は選考のみに使用し、使用後は責任をもって破棄いたします）

※採用後は、マイナンバーカードを職員身分証として使用することとしています
ので、カードの取得手続きをあらかじめしていただくこととなります。

14. 問合せ先

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付 庶務担当

電話 03-5253-2111（代表）